○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡山市富田町字中亀田一番一から同市富田町字中亀田九番二まで	前	四九・四二～六六・五二メートル
	後	四九・四二～六六・五二メートル、〇・〇三四
		〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

東北地方整備局長　小島　優

○関東地方整備局告示第二百三十六号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）第四条の規定に基づき、国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第四条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項に規定する水域を定める告示で定めた水域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
一　占用料			一　占用料		
占用区分	単位	金額	占用区分	単位	金額
起重機、船舶の係留等のための占用	一平方メートル当たり月額	百二十七円	起重機、船舶の係留等のための占用	一平方メートル当たり月額	十円
上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	同右	六十円	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	同右	五円